

社会福祉法人金浦福祉会

役員の費用弁償に関する規程

社会福祉法人金浦福祉会 役員等費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人金浦福祉会（以下この法人という。）の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 前条における役員等は、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及び理事長から依頼された者とする。

（業務の種類）

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- （1）理事会及び評議員会の出席
- （2）監事による定期又は臨時の監査
- （3）行政機関による指導監査等の立会
- （5）評議員選任・解任委員会の出席
- （6）その他理事長が必要と認めた業務

（費用弁償）

第4条 前条の業務の場合は、費用弁償として日額3,500円を支給する。

2 費用弁償額において交通費が伴う場合は、勢至保育園を起点とし、この法人の旅費規程により計算した額を実費分として支給する。

（研修等の旅費）

第5条 役員等が研修会及び視察等の業務のため旅行する場合の旅費支給については、この法人の旅費規程を準用する。

（適用除外）

第6条 施設職員であってこの法人の役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

第7条 この規程に定めのない事項は、別に定める。

附 則

- 1 平成27年10月26日施行の規程は廃止する
- 2 この規程は令和7年4月1日から施行する。